

荊田町防災協会表彰取扱規程

第1条 この規程は、荊田町防災協会（以下「協会」という）会則第4条（6）及び細則第3条による表彰について必要な事項を定めるものとする。

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当すると認められるもので別表に掲げる表彰要件を具備するものに対して行うものとする。

2 表彰は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものに対して行うものとする。

- (1) 火災の予防、早期発見、初期消火、人命救助及び消火活動等に協力した者
- (2) 救急業務に協力した者
- (3) 危険物取扱者、消防設備士及び防火管理者等の保安業務に従事しているもので、特に優秀と認められる者
- (4) その他、会長が必要と認める事項

第3条 前条の表彰は次の3種類とする。

- (1) 表彰状
- (2) 賞状
- (3) 感謝状

2 前項各号の表彰には、記念品、又は記念品料を添えることができる。

3 表彰は、消防長と連名で行うことができる。

第4条 表彰の資格要件等の適否を審査する為、審査委員会を設ける。

2 委員会に委員長及び委員を置く。

3 委員長は、会長を持って充てる。

4 委員は、副会長、理事、監事及び消防長を持って充てる。

5 委員会の会議の決議は、3分の2以上の出席による全員一致とする。

第5条 表彰について必要な事項は、会長が別に定めることができる。

(附 則)

(1) この規定は、平成17年4月1日から施行する。

(2) この規定は、令和3年6月1日から施行する。

別表

<p>早期発見に係る表彰</p>	<p>次の各項の要件をすべて具備すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自分で通報し、又は他の者に依頼して通報させたこと。 2 当該早期発見により、付近住民等による初期消火、人命救助等の消火活動が開始されたこと。 3 周辺への延焼の危険が大きいこと。
<p>初期消火に係る表彰</p>	<p>次の各項の要件をすべて具備すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防隊現着時、鎮火又は鎮火寸前の状態であること。 2 出火時、周辺への延焼拡大の危険も大きいこと。
<p>人命救助に係る表彰</p>	<p>次の各項の要件をすべて具備すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自力脱出が困難であった者を救助した場合 2 救助された場所が人命に危険があった場合 3 救助活動に積極的に協力した者で、表彰が妥当と認められる場合
<p>火災防御に係る表彰</p>	<p>次の各項の要件をすべて具備すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防隊到着時、鎮火又は鎮火寸前の状態であった場合 2 周辺への延焼の危険があった場合 3 消防隊の活動に積極的に協力した者で、表彰が妥当と認められる場合
<p>救急活動に係る表彰</p>	<p>1 救急隊(救助隊を含む。)の活動に対して、積極的に協力した者で、次のいずれかに該当するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 救急事故現場において、救急隊到着前までに適当な応急処置を行いその効果があった者 (2) 事故現場で人命に危険が切迫した状況下で、一身の危険を顧みず適切な判断により救助活動を行い功労があった者 (3) その他事故現場においてこれに準ずると認められる功労があった者
<p>保安業務に従事しているものに係る表彰</p>	<p>次の各項の要件をすべて具備すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被表彰候補者の属する危険物施設、防火対象物が消防法に適合していること。 2 被表彰候補者の属する危険物施設、防火対象物が過去10年以上危険物に係る事故又は火災がなかったこと。